明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　一

〔告　示〕

○指定較正機関を指定した件（総務二八七）　二
○除籍が滅失した件（法務二四七）　二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同二一五）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一五九）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇三八）　六
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る同条第一項の市町村の区域を定める件（同一〇三九）　六
○霧島錦江湾国立公園の公園区域を変更する件（環境六二）　六
○霧島錦江湾国立公園の公園計画を変更する件（同六三）　六
○霧島錦江湾国立公園の特別地域の区域を変更する件（同六四）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同六五）　六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件（原子力規制委七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一八五～一八七）　七
○道路に関する件（北海道開発局一二五、一二六）　八
○道路に関する件（沖縄総合事務局二四）　八

〔国会事項〕

法務省

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）　八
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　八
株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について（財務省・経済産業省）　八

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　九
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一〇
会社その他

省　令

○国土交通省令第六十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第二項第二号（第百二十三条第二項において準用する場合を含む。）、第百九条第四項（第百二十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項、第百二十九条の三第二項ただし書及び第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第一項に次の二号を加える。

八　部品等脱落防止措置（最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の運航に伴う部品等の脱落の防止に関する措置をいう。以下同じ。）の内容

九　航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護を図るため国土交通大臣が必要と認める事項

第二百二十条の二第三項を次のように改める。

3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　第二百十条第一項第二号に掲げる事項の変更（使用航空機の型式の追加を除く。）

二　第二百十条第一項第七号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

三　第二百十条第一項第八号に掲げる事項のうち部品等脱落防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

第二百二十条の二第四項中「前項」を「前項各号」に改める。

第二百二十七条第一項に次の二号を加える。

六　部品等脱落防止措置の内容

七　航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護を図るため国土交通大臣が必要と認める事項